

砂川市訓令第32号

令和6年5月28日

砂川市住生活基本計画策定作業部会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

砂川市住生活基本計画策定作業部会設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市住生活基本計画策定作業部会設置要綱（平成26年訓令第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「砂川市住生活基本計画を」を「砂川市住生活基本計画（以下「計画」という。）を」に改める。

第2条中「砂川市住生活基本計画」を「計画」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

砂川市住生活基本計画策定作業部会委員

|     | 所 属             |
|-----|-----------------|
| 委 員 | 総務部市長公室課長       |
|     | 総務部政策調整課長       |
|     | 市民部市民生活課長       |
|     | 保健福祉部社会福祉課長     |
|     | 保健福祉部子育て支援課長    |
|     | 保健福祉部子育て支援課長補佐  |
|     | 保健福祉部介護福祉課長     |
|     | 保健福祉部ふれあいセンター所長 |
|     | 経済部商工労働観光課長     |
|     | 経済部商工労働観光課副審議監  |
|     | 建設部土木課長         |

砂川市住生活基本計画策定作業部会事務局

|      | 所 属             |
|------|-----------------|
| 事務局員 | 建設部建築住宅課長       |
|      | 建設部建築住宅課住生活支援係長 |
|      | 建設部建築住宅課住宅係長    |
|      | 建設部建築住宅建築係長     |
|      | 建設部建築住宅課建築指導係長  |

附 則

この訓令は、令和6年5月31日から施行する。